

## 令和5年度宮崎県水産試験場飼育実験棟解体工事仕様書

### 1 所在地等

- (1) 事業所在地：宮崎県宮崎市青島6丁目16-3
- (2) 延床面積：飼育実験棟 460.0㎡
- (3) 都市計画区域：市街化調整区域

### 2 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、関係する法令・法令等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、イについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を農政水産部においても準用する。

- ア 建築物解体工事共通仕様書（統一基準）（令和4年版）
- イ 建築設計業務委託共通仕様書（令和2年4月宮崎県県土整備部営繕課）
- ウ その他関係適用基準等

### 3 工事内容等

#### (1) 工事内容

令和5年度宮崎県水産試験場飼育実験棟解体工事実施設計書及び別添図面の内容に従い施工するとともに、準拠すべき法令、基準、本仕様書を満たすこと。

#### (2) 工事時の配置技術者等

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を専任で配備する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。参加表明書の提出日の前日において、3か月以上の直接的な雇用関係を有している次の現場代理人、主任技術者を配置すること。

##### ① 現場代理人

- ・ 工事現場稼働中において、現場に常駐し、監督員と連絡がとれる者を配置すること。

##### ② 配置技術者

- ・ 配置技術者は、一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。  
なお、「同等以上の資格を有する者」とは、公共3部にて定める入札標準例の配置技術者に関する事項を準用する。

#### (3) 施工時の留意点

- ① 施工に必要な事務所、事務所・休憩所・便所等は、受託者が準備すること。
- ② 施工用の電力は発注者が供給する。施工用の給（排）水は、場内施設を利用でき

るものとするが、メーター取り付けて、使用料に応じた料金を県と協議した上で受注者が支払うこと。また、電力・給（排）水の使用場所・使用方法については、発注者に事前に協議すること。

- ③ 解体にあたり必要な関係官庁等への手続きは遅滞なく行うこと。手続きに必要な協議は受注者で行い、所要の手数料等は受注者の負担とする。
- ④ 工事着手前に、事前調査を行い、調査結果を石綿事前調査結果報告システム (<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>) にて報告すること。なお、事前調査の結果、石綿が確認された場合の取扱いは別途協議する。
- ⑤ 産業廃棄物等の発生材処理について、関係法令等を厳守し適切に運搬、処分を行うこと。これに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑥ 周辺住民の生活に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- ⑦ 緊急車両及び周辺の車両の通行に支障がないよう配慮すること。